

定例教育委員会

議案

議案第14号

坂井市就学援助費支給要綱の一部改正について

坂井市就学援助費支給要綱の一部改正について、次のとおり承認を求める。

平成29年8月24日提出

坂井市教育委員会

教育長 川元利夫

## 坂井市就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱

平成29年 月 日  
坂井市教育委員会告示第 号

坂井市就学援助費支給要綱（平成18年坂井市教育委員会告示第62号）の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「就学援助」の次に「の認定」を、「在籍」の次に「又は翌年度に入学を予定」を加える。

第3条第1項各号列記以外の部分中「費用」の次に「（以下「就学援助費」という。）」を加え、同項第2号中「在学」を「在籍」に改め、同項中第9号を第10号とし、第3号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

（3）入学準備金 翌年度小学校又は中学校に入学する者が通常必要とする学用品及び通学用品の購入費

第3条第1項に次の2号を加える。

（11）PTA会費 小学校又は中学校において、学校等を単位とするPTA活動に要する費用として保護者が負担する費用

（12）独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金として保護者が負担する費用

第3条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、生活保護法第13条に規定する教育扶助を受けている要保護者は、前項第7号、第10号及び第12号に掲げる費用以外の費用については、支給の対象とならない。

第4条第1項中「就学援助」を「就学援助費の支給」に、「保護者は、要保護及び準要保護児童生徒認定申請書」を「者（以下「申請者」という。）は、要保護・準要保護者認定申請書」に、「添付して」を「添えて」に、「提出」を「申請」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、小学校入学前に前条第1項第3号に規定する入学準備金（以下「入学準備金」という。）の支給を受けようとする者は、準要保護者認定申請書（入学準備金）（様式第2号）に必要な書類を添えて、教育委員会に申請するものとする。

第5条第1項中「、その他」を「その他」に、「第2条に規定する就学援助の対象者であると認めるときは、就学援助費の支給を認定」を「就学援助の認定の可否を決定」に、「民生委員や」を「民生委員又は」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 教育委員会は、前項の規定により就学援助の認定の可否を決定したときは、認定結果通知書（様式第3号）により、校長を経由して申請者に通知するものとする。ただし、前条第2項の規定による申請については、申請者に通知するものとする。

3 認定に基づく就学援助の期間は、別表第1の区分ごとに規定する援助開始日から当該

年度の末日とする。

第6条を削る。

第7条を次のように改め、同条を第6条とする。

(支給)

第6条 教育委員会は、前条の規定により就学援助の認定をしたときは、就学援助費の支給額を決定し、就学援助費支給計画通知書（様式第4号）により、学校長に通知するものとする。ただし、第4条第2項の規定による申請に係る認定を除く。

2 就学援助費の支給は、就学援助の認定を受けた者（以下「認定者」という。）が指定する口座に振り込むものとする。ただし、認定者は就学援助費（第4条第2項の規定による申請に係る入学準備金を除く。）の請求、受領及び返納に関する一切の権限を学校長に委任することができる。

3 前項ただし書の規定により委任する場合においては、就学援助費の支給は、学校長が管理する口座に就学援助費を振り込むものとする。

4 学校長は、前項の規定による委任を受けたときは、教育委員会へ就学援助費個人支給明細書（様式第5号）を提出しなければならない。

5 第2項の規定にかかわらず、医療費の支給は、医師等からの請求により、当該医師等に支払うことにより行うものとする。

第8条中「就学援助」を「就学援助費」に改め、同条を第7条とする。

第9条中「場合」を「とき」に改め、同条を第8条とする。

第10条の見出しを「（認定の取消し等）」に改め、同条中「該当した場合」を「該当したとき」に改め、同条を第9条とする。

第11条中「事項は」の次に「教育委員会が」を加え、同条を第10条とする。

別表第1中「

上記 以外 の者	5月までに申請 した者	4月1日現在在籍している者	4月1日
		4月2日以降転入した者	転入学の日
6月1日から翌 年3月までに申 請した者	6月1日現在在籍している者	当該申請をした月の1日	
	転入学した月内に申請した者	転入学の日	
	転入学の翌月以降に申請した 者	当該申請をした月の1日	

」を

「

上記 以外 の者	5月までに申請 した者	4月1日現在在籍している者	4月1日
		4月2日以降転入した者	転入学の日
6月1日から翌 年3月までに申 請した者	6月1日現在在籍している者	当該申請をした月の1日	
	転入学した月内に申請した者	転入学の日	
転入学の翌月以降に申請した 者			当該申請をした月の1日
小学校入学前に申請した者（入学準備金）			2月1日

」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第7条関係）

就学援助費の支給額

番号	費目	支給額	
		小学校	中学校
1	学用品費	11,420円	22,320円
2	通学用品費（第1学年を除く）	2,230円	2,230円
3	入学準備金	40,600円	47,400円
4	新入学学用品費	40,600円	47,400円
5	校外活動費	宿泊を伴わないもの	1,570円
		宿泊を伴うもの	3,620円
6	学校給食費	実費	実費
7	修学旅行費	21,490円	57,590円
8	体育実技用品費（柔道・剣道）	—	実費（上限7,510円）
9	通学費	実費の1/2	実費の1/2
10	医療費	実費	実費
11	P T A会費	3,000円	4,000円
12	独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金	460円	460円

備考

- 入学準備金は、2月1日現在に市内に住所を有し、4月に小中学校に入学を予定している者に支給する。
- 新入学学用品費は、4月30日現在に各小中学校に在籍しており、4月1日から援助を開始する新1年生に限り支給する。ただし、既に入学準備金の支給を受けている場合は支給しない。
- 通学費は、スクールバス利用負担金又は通学定期券購入負担金の1/2を支給する。
- 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金は、4月1日から援助を開始する児童生徒に限り支給する。

様式第1号から様式第4号までを次のように改める。

## 要保護・準要保護者認定申請書

## 1. 認定申請に係る児童生徒名

学校名	学校		
ふりがな			
児童生徒名			

## 2. 世帯状況

	家族氏名 (児童生徒含む)	個人番号	世帯主 との続柄	生年月日	今年4月1日現在の			同居・別居
					年齢	勤務先 又は 学校名	学年	
1								同・別
2								同・別
3								同・別
4								同・別
5								同・別
6								同・別
7								同・別
8								同・別
前年度就学援助 受給状況		有	無	住宅の状況	(1) 持家	(2) 借家・借間		

## 3. 申請の理由

1. 生活保護を受けている（ 年 月より） 又は前年度受けていた（ 年 月まで）  
 2. 児童扶養手当を受けている  
 3. その他

## 4. 就学援助費の振込先 (学校集金の納入が滞る場合は、未納額を調整させていただきますのでご了承ください)

銀行 金庫 農協	支店	種類	口座番号	口座名義人 (カタカナで記入)
		普・当		

上記の理由により、就学援助費を受給したいので、必要書類を添えて申請します。  
 認定のための審査を行うにあたり、私の世帯全員の住民票関係情報、市税関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報を収集すること、学校長、地区の民生児童委員等に助言を求めるこ、転入・転出があった場合に坂井市と転入元あるいは転出先の市区町村との間で就学援助費の受給情報について収集・提供することについて承諾します。

また、就学援助費は上記口座に振込願います。振込をもって就学援助費を受領したものとします。  
 なお、就学援助費で支給される学校徴収金等について、未納が生じた場合には学校長口座へ変更することに同意し、変更後の就学援助費の請求、受領及び執行に関する一切の権限を学校長に委任します。

坂井市教育委員会 様

年 月 日

住 所 坂井市

申請者  
(保護者)  
氏 名

印

T E L ( ) -

※太枠の中を記入してください。

## 就学援助費受給報告書 (学校記入)

上記の者は、就学援助費を必要とする児童生徒として報告します。		年 月 日	坂井市	学校長 印
ア. 保護者の職業が不安定で経済的に困窮している。 イ. 経済的理由による欠席日数が多い。 ウ. 学校納付金を滞りがちである。 エ. その他 (具体的に記載のこと)			(備考)	

## 準要保護者認定申請書（入学準備金）

## 1. 認定申請に係る児童生徒名

入学予定の学校名	学校			
ふりがな				
児童名				

## 2. 世帯状況

	家族氏名 (児童含む)	個人番号	世帯主 との続柄	生年月日	今年4月1日現在の			同居・別居
					年齢	勤務先又は学校名	学年	
1								同・別
2								同・別
3								同・別
4								同・別
5								同・別
6								同・別
7								同・別
8								同・別
前年度就学援助 受給状況		有 · 無		住宅の状況	(1) 持家	(2) 借家・借間		

## 3. 申請の理由

1. 生活保護を受けている（ 年 月より） 又は前年度受けていた（ 年 月まで）  
 2. 児童扶養手当を受けている  
 3. その他

## 4. 就学援助費の振込先

銀行 金庫 農協	支店	種類	口座番号	口座名義人 (カタカナで記入)
		普・当		

上記の理由により、就学援助費を受給したいので、必要書類を添えて申請します。

認定のための審査を行うにあたり、私の世帯全員の住民票関係情報、市税関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報を収集すること、学校長、地区の民生児童委員等に助言を求める事、転入・転出があった場合に坂井市と転入元あるいは転出先の市区町村との間で就学援助費の受給情報について収集・提供することについて承諾します。

また、就学援助費は上記口座に振込願います。振込をもって就学援助費を受領したものとします。

なお、入学準備金の支給を受けた後、入学までに市外への転出等で受給資格を喪失した場合には、入学準備金の入学前支給を行った旨、転出先自治体に通知することに同意します。

坂井市教育委員会 様

年 月 日

住 所 坂井市

申請者  
(保護者)  
氏 名

印

TEL ( ) -

様式第3号（第5条関係）

発第  
年 月

号  
日

殿

坂井市教育委員会

認定結果通知書

さきに申請のありました要保護・準要保護者認定について、下記のとおり  
通知します。

記

1. 認 定

認定年月日 年 月 日

2. 不 認 定

理 由

3. 備 考

住 所	学年	児童・生徒氏名	備 考
	年		
	年		
	年		
	年		

(教示)

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分を知った日の翌日から起算して3か月以内に、坂井市教育委員会に対して審査請求することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、坂井市教育委員会を被告として（訴訟において坂井市を代表する者は坂井市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

學校長 殿

板井市教育委員会 印

# 就学援助費支給計畫通知書

様式第5号中「第8条関係」を「第6条関係」に改め、「平成」を削り、「

通学費	3学期		口座・現金	/ /		
」を「						
通学費	3学期		口座・現金	/ /		
P T A 会 費	3学期		口座・現金	/ /		
独立行政 法人日本 スポーツ 振興セン ター共済 掛金	1学期		口座・現金	/ /		

」に改める。

## 附 則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の坂井市就学援助費支給要綱の規定は、平成29年4月1日から適用する。

-----坂井市就学援助費支給要綱(平成18年坂井市教育委員会告示第62号)新旧対照表

改正案（新）	現行（旧）
(対象者) 第2条 就学援助の認定を受けることができる者は、市内に住所を有する次の各号のいずれかに該当する者で、小中学校に在籍又は翌年度に入学を予定している児童・生徒(学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第9条による区域外就学者を含む。)の保護者とする。 (1)・(2) (略) (就学援助の対象費用) 第3条 就学援助の支給の対象となる費用(以下「就学援助費」という。)は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) (略) (2) 通学用品費 小学校又は中学校の第2学年以上の学年に在籍する児童又は生徒が通常必要とする通学用品の購入費 <u>(3) 入学準備金 翌年度小学校又は中学校に入学する者が通常必要とする学用品及び通学用品の購入費</u> (4) (略) (5) (略) (6) (略) (7) (略)	(対象者) 第2条 就学援助_____を受けることができる者は、市内に住所を有する次の各号のいずれかに該当する者で、小中学校に在籍_____している児童・生徒(学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第9条による区域外就学者を含む。)の保護者とする。 (1)・(2) (略) (就学援助の対象費用) 第3条 就学援助の支給の対象となる費用_____は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) (略) (2) 通学用品費 小学校又は中学校の第2学年以上の学年に在学する児童又は生徒が通常必要とする通学用品の購入費 <u>(3) 入学準備金 翌年度小学校又は中学校に入学する者が通常必要とする学用品及び通学用品の購入費</u> (4) (略) (5) (略) (6) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) PTA会費 小学校又は中学校において、学校等を単位とする PTA活動に要する費用として保護者が負担する費用

(12) 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金として保護者が負担する費用

2 前項の規定にかかわらず、生活保護法第13条に規定する教育扶助を受けている要保護者は、前項第7号、第10号及び第12号に掲げる費用以外の費用については、支給の対象とならない。

(申請)

第4条 就学援助費の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)  
は、要保護・準要保護者認定申請書 (様式第1号)(以下「申請書」という。)に必要な書類を添えて当該児童・生徒の在籍する学校的校長(以下「学校長」という。)を経由して、教育委員会に申請するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、小学校入学前に前条第1項第3号に規定する入学準備金(以下「入学準備金」という。)の支給を受けようとする者は、準要保護者認定申請書(入学準備金)(様式第2号)に必要な書類を添えて、教育委員会に申請するものとする。

(認定)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

2 前項第1号から第5号に掲げる費用については、要保護者で、生活保護法第13条に規定する教育扶助を受けているものは、就学援助費の支給を受けることができない  
ものとする。

(申請)

第4条 就学援助 を受けようとする保護者  
は、要保護及び準要保護児童生徒認定申請書(様式第1号)(以下「申請書」という。)に必要な書類を添付して当該児童・生徒の在籍する学校的校長(以下「学校長」という。)を経由して、教育委員会に提出するものとする。

2 教育委員会は、前項による申請があったときは、教育的立場からの校長の意見に基づき要保護及び準要保護児童生徒に係る世帯票(様式第2号)(以下「世帯票」という。)を2部作成するものとする。

(認定)

第5条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査その他必要に応じた調査を行い、就学援助の認定の可否を決定  
するものとする。この場合において、必要に応じ民生委員又は福祉事務所長の意見を求めることができる。

- 2 教育委員会は、前項の規定により就学援助の認定の可否を決定したときは、認定結果通知書(様式第3号)により、学校長を経由して申請者に通知するものとする。ただし、前条第2項の規定による申請については、申請者に通知するものとする。
- 3 認定に基づく就学援助の期間は、別表第1の区分ごとに規定する援助開始日から当該年度の末日とする。

#### (支給)

第6条 教育委員会は、前条の規定により就学援助の認定をしたときは、就学援助費の支給額を決定し、就学援助費支給計画通知書(様式第4号)により、学校長に通知するものとする。ただし、第4条第2項の規定による申請に係る認定を除く。

第5条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査、その他必要に応じた調査を行い、第2条に規定する就学援助の対象者であると認めるときは、就学援助費の支給を認定するものとする。この場合において、必要に応じ民生委員や 福祉事務所長の意見を求めることができる。

- 2 教育委員会は、認定後、世帯票の1部を認定台帳として教育委員会に保管し、残りの1部を学校長に送付するものとする。
- 3 認定に伴う援助開始日は、別表第1のとおりとする。

#### (通知)

第6条 前条の認定を行った場合には、教育委員会は学校長に速やかに通知するものとする。また、毎学期ごとの個人支給額を決定し、就学援助費支給通知書(様式第3号)により、学校長に通知する。

- 2 否認定の場合は、就学援助否認定通知書(様式第4号)により、当該保護者に速やかに通知するものとする。

#### (支給等)

第7条 就学援助費の支給は、第5条の規定により認定を受けた者(以下「認定者」という。)が指定する金融機関の預金口座に振り込むこととする。ただし、認定者は、第3条第1項第1号から第8号までの援助費の請求、受領及び返納に関する権限を当該認定者の児童又は生徒が在学する学校の学校長に委任することができる。この場合の援助費は、学

2 就学援助費の支給は、就学援助の認定を受けた者（以下「認定者」という。）が指定する口座に振り込むものとする。ただし、認定者は就学援助費（第4条第2項の規定による申請に係る入学準備金を除く。）の請求、受領及び返納に関する一切の権限を学校長に委任することができる。

3 前項ただし書きの規定により委任する場合においては、就学援助費の支給は、学校長が管理する口座に就学援助費を振り込むものとする。

4 学校長は、前項の規定による委任を受けたときは、教育委員会へ就学援助費個人支給明細書（様式第5号）を提出しなければならない。

5 第2項の規定にかかわらず、医療費の支給は、医師等からの請求により、当該医師等に支払うことにより行うものとする。

（就学援助費の額）

**第7条 就学援助費**の支給額は、別表第2のとおりとする。

（変更届）

**第8条** 認定者は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに教育委員会又は学校長に届け出なければならない。

（1）～（3）（略）

（認定の取消し等）

**第9条** 教育委員会は、認定者が次の各号のいずれかに該当したときは認

校長が管理する口座に振り込むこととする。

2 前項のただし書きに規定する場合には、当該学校長は給与事務の完了後教育委員会へ就学援助費個人支給明細書（様式第5号）を提出しなければならない。

3 認定者は、学校徴収金等を滞納した場合において、第1項のただし書きに規定する援助費の請求、受領及び返納に関する一切の権限を学校長に委任することについて、あらかじめ承諾するものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、第3条第1項第9号に規定する医療費の支給は、医師等からの請求により、当該医師等に支払うことにより行うものとする。

（就学援助費の額）

**第8条 就学援助**の支給額は、別表第2のとおりとする。

（変更届）

**第9条** 認定者は、次の各号のいずれかに該当した場合は、速やかに教育委員会又は学校長に届け出なければならない。

（1）～（3）（略）

（認定等の取り消し）

**第10条** 教育委員会は、認定者が次の各号のいずれかに該当した場合は

定を取り消すことができる。この場合において、認定者が就学援助費の支給を既に受けているときは、その全部又は一部を返還させることができる。

(1)～(3) (略)

(その他)

**第10条** この告示に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

別表第1(第5条関係)

援助開始日

区分	開始日	
生活保護法による保護を受けている者	生活保護適用開始日 (前年度から継続している場合は、4月1日)	
上記以外の者	5月までに申請した者 4月1日現在在籍している者 4月2日以降転入した者 6月1日から翌年3月までに申請した者 転入学した月内に申請した者 転入学の翌月以降に申請した者 小学校入学前に申請した者(入学準備)	4月1日 4月1日 転入学の日 当該申請をした月の1日 転入学の日 当該申請をした月の1日 2月1日

認定を取り消すことができる。この場合において、認定者が就学援助費の支給を既に受けているときは、その全部又は一部を返還させることができる。

(1)～(3) (略)

(その他)

**第11条** この告示に定めるもののほか、必要な事項は\_\_\_\_\_別に定める。

別表第1(第5条関係)

援助開始日

区分	開始日	
生活保護法による保護を受けている者	生活保護適用開始日 (前年度から継続している場合は、4月1日)	
上記以外の者	5月までに申請した者 4月1日現在在籍している者 4月2日以降転入した者 6月1日から翌年3月までに申請した者 転入学した月内に申請した者 転入学の翌月以降に申請した者	4月1日 4月1日 転入学の日 当該申請をした月の1日 転入学の日 当該申請をした月の1日

金)

別表第2(第7条関係)

就学援助費の支給額

番号	費目	支給額	
		小学校	中学校
1	学用品費	11,420円	22,320円
	通学用品費(第1学年を除く)	2,230円	2,230円
2			
3	入学準備金	40,600円	47,400円
4	新入学学用品費	40,600円	47,400円
5	校外活動費	ア宿泊を伴わないもの イ宿泊を伴うもの	1,570円 3,620円 2,270円 6,100円
6	学校給食費	実費	実費
7	修学旅行費	21,490円	57,590円
	体育実技用品費(柔道・剣道)	二	実費(上限7,510円)
8			
9	通学費	実費の1/2	実費の1/2
10	医療費	実費	実費
11	PTA会費	3,000円	4,000円
12	独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金	460円	460円

別表第2(第9条関係)

援助費額一覧

費目	支給額	
	小学校	中学校
(1) 学用品費	11,420円	22,320円
(2) 通学用品費(第1学年を除く)	2,230円	2,230円
(3) 新入学学用品費	20,470円	23,550円
(4) 校外活動費		
ア宿泊を伴わないもの	1,570円	2,270円
イ宿泊を伴うもの	3,620円	6,100円
(5) 学校給食費	実費	実費
(6) 修学旅行費	21,490円	57,590円
(7) 体育実技用品費(柔道・剣道)		実費(上限7,510円)
(8) 通学費	実費の1/2	実費の1/2
(9) 医療費	実費	実費

備考

- 1 入学準備金は、2月1日現在に市内に住所を有し、4月に小中学校に入学を予定している者に支給する。
- 2 新入学用品費は、4月30日現在に各小中学校に在籍しており、4月1日から援助を開始する新1年生に限り支給する。ただし、既に入学準備金の支給を受けている場合は支給しない。
- 3 通学費は、スクールバス利用負担金又は通学定期券購入負担金の1／2を支給する。
- 4 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金は、4月1日から援助を開始する児童生徒に限り支給する。

様式第1号(第4条関係)

(略)

様式第2号(第4条関係)

(略)

様式第3号(第5条関係)

(略)

様式第4号(第6条関係)

(略)

様式第5号(第6条関係)

(略)

※ 新入学用品費は、4月30日現在に各小中学校に在籍している新1年生に限り支給する。

※ 医療費は、「学校病」により医療券で治療した者を対象とし、医療機関へ直接支給する。

※ 通学費は、スクールバス利用負担金または通学定期券購入負担金の1／2を支給する。

様式第1号(第4条関係)

(略)

様式第2号(第4条関係)

(略)

様式第3号(第6条関係)

(略)

様式第4号(第6条関係)

(略)

様式第5号(第8条関係)

(略)

議案第15号

就学指定校の変更許可について

就学指定校の変更許可について、次のとおり変更許可の承認を求める。

平成29年8月24日提出

坂井市教育委員会

教育長 川元利夫